

25川健介保第2130号
平成26年3月31日

川崎市介護支援専門員連絡会
会長 中馬 三和子 様

川崎市健康福祉局
長寿社会部長 佐藤 良和

平成26年度介護保険制度改正へ向けた提言について（回答）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成26年度介護保険制度改正へ向けた提言について、別紙のとおり回答いたしますので、
よろしくお願ひ申し上げます。

【 担当 】

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課

電話 044-200-2678

FAX 044-200-3926

E-Mail 35kaigo@city.kawasaki.jp

川崎市介護支援専門員連絡会の提言（回答）

平成 26 年度 介護保険制度改正へ向けた提言

1 要支援者・介護予防給付の地域支援事業への移行について

【提言】 市民が困惑しないよう、保険者から市民に向けて、なるべく早期に制度の改正内容について周知していただけるようお願いしたい。

【回答】 現在、国の制度改正案において、地域支援事業の「新しい総合事業」に移行するとされている要支援者の訪問介護や通所介護の介護サービスについて、介護事業所による既存のサービスに加えて、多様なサービスが多様な主体により提供されるなどの検討内容が示されているところです。

本市といたしましては、今後の国の動向を踏まえ、要支援者に介護保険制度の基本理念である自立支援に資するサービスが適正に提供されるよう、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定した上で、制度改正の内容について、可能な限り早期に、リーフレットの配布やホームページなどにより市民の方々に向けて周知してまいりたいと考えています。また、併せて、集団指導講習会の場を通じて、介護サービス事業所に制度改正の内容について周知してまいりたいと考えております。

【提言】 要支援者の受けるサービスの質・量が急激に低下する事がないように、新たな地域支援事業の枠組みの中で、地域のインフォーマル資源やボランティア組織の充実を図ると共に、現在介護保険で給付されている訪問・通所等のサービスの質・量が変わる事がないよう配慮をお願いしたい。

【回答】 国は、平成27年度からの第6期計画において、要支援者や、介護予防・生活支援サービス事業対象者等に一体的にサービスを提供できる「新たな介護予防・生活支援総合事業」を地域支援事業の中に創設し、平成29年度までに全ての市町村で体制を整えることとしております。

本市におきましては、介護保険制度の理念である「自立支援」に資するサービス提供に向け、多様な主体による多様なサービスを取り入れた仕組みづくりを、平成29年度までに段階的に移行できるよう、次年度の、計画策定の中で検討してまいります。

【提言】 要支援者が必要に応じてケアマネジメントを受けられるような川崎市独自の制度の作成をお願いしたい。

【回答】 今回の制度改正における予防給付の見直しにおいて、国は「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の実施の中で、要支援者に対して「地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと予防給付のサービスを組み合わせる」としておりますので、必要に応じたケアマネジメントを受けることができるとされています。

【提言】 地域支援事業の制度設計に当会も市民の代弁者として必要な意見を提言し、仕組み作りに協力したい。

【回答】 地域支援事業の充実につきましては、第6期計画を策定するにあたり、次年度設置する「介護保険運営協議会」と「高齢者保健福祉計画策定協議会」との合同会議の中で図ってまいります。介護保険運営協議会には、貴会からの代表として御出席いただいておりますので、委員様を通じて、自立支援に資する、より良い制度設計の構築に向けて、御意見をいただきますよう、御協力をお願いいたします。

2 地域包括ケアシステムの構築に向けて

【提言】 川崎市での地域包括ケアシステムの構築における、社会資源・サービスの充実や連携等を推進するために当会も協力をさせていただきたいと考えており、専門機関・組織を明確に設置する事をお願いしたい。

【回答】 さらなる少子高齢化の進展を見据え、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせる川崎の実現に向けて、予防医療や介護予防の充実、地域の医療資源との連携の強化、安心して介護サービスを利用できるしくみづくりなどに総合的に取り組んでいく必要があることから、これらの取組を一体的・連続的に推進する体制として、「地域包括ケア推進室」を平成26年度に設置いたします。